

事務連絡  
平成27年4月22日

都道府県 }  
各 指定都市 } 障害保健福祉主管課 御中  
中核市 }

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル」の  
送付について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年3月16日付事務連絡「平成27年度以降の就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの取扱い及び当該アセスメントに係るマニュアルの送付について」において、アセスメントの具体的な実施方法等については、別途お示しすることとしておりましたが、今般、就労支援事業所による具体的なアセスメントの手順等をまとめた「就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル」を作成しましたので、管内市町村及び事業所等へ周知いただきますようお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 就労支援係 鈴木、高崎、呉屋  
電話：03-5253-1111（内線3044）